

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令第案参照条文 目次

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）（抄）	1
警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）（抄）	4
国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	5

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、警察等（警察及び海上保安庁をいう。以下同じ。）が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穩を確保することを目的とする。

（死体発見時の調査等）

第四条 警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

3 警察署長は、前項の規定による調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができる。

（検査）

第五条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪捜査の手續が行われる死体を除く。

以下「取扱死体」という。）について、その死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があるときは、その必要な限度において、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断すること）をいう。第十三条において同じ。）その他の政令で定める検査を実施することができる。

2 前項の規定による検査は、医師に行わせるものとする。ただし、専門的知識及び技能を要しない検査であって政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。

3 第一項の場合において、取扱死体が変死体であるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、同項の規定による検査を実施することができない。

（解剖）

第六条 警察署長は、取扱死体について、第三項に規定する法人又は機関に所属する医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、解剖を実施することができる。この場合において、当該解剖は、医師に行わせるものとする。

2 警察署長は、前項の規定により解剖を実施するに当たっては、あらかじめ、遺族に対して解剖が必要である旨を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、遺族の所在が不明であるとき又は遺族への説明を終えてから解剖するのではその目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、この限りでない。

3 警察署長は、国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）第三条に規定する学校法人その他の法人又は国若しくは地方公共団体の機関であつて、国家公安委員会が厚生労働大臣と協議して定める基準に該当すると都道府県公安委員会が認めたものに、第一項の規定による解剖の実施を委託することができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定により解剖を実施する場合について準用する。

（身元を明らかにするための措置）

第八条 警察署長は、取扱死体について、その身元を明らかにするため必要があるときは、その必要な限度において、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は当該取扱死体から人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器を摘出するために当該取扱死体を切開することができる。

2 前項の規定による身元を明らかにするための措置は、医師又は歯科医師に行わせるものとする。ただし、血液の採取、爪の切除その他組織の採取の程度が軽微な措置であつて政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。

3 第五条第三項の規定は、第一項の規定による身元を明らかにするための措置について準用する。

（準用）

第十二条 第二条から前条までの規定は、海上保安庁が死体を取り扱う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「警察官」とあるのは「海上保安官又は海上保安官補」と、第四条第一項中「警察署の警察署長」とあるのは「海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条第一項、第九条並びに第十条中「警察署長」とあるのは「海上保安部長等」と、前条中「警察」とあるのは「海上保安庁」と、「国家公安委員会規則」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（捜査第一課）

第二十三条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関する事。
- 二 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関する事。
- 三 窃盗犯の捜査に関する事。
- 四 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関する事。
- 五 過失犯の捜査に関する事。
- 六 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない犯罪の捜査に関する事。
- 七 移動警察の運営に関する事。
- 八 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）の施行に関する事。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（警備救難部の所掌事務）

第二百四十九条 警備救難部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法令の海上における施行に関すること。
- 二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。
- 三 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関すること。
- 四 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督に関すること。
- 五 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関すること（交通部の所掌に属するものを除く。）。
- 六 危険物の荷役に係る港則に関すること。
- 七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務に関すること（海洋情報部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。
- 九 沿岸水域における巡視警戒に関すること。
- 十 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関すること。
- 十一 海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること。
- 十二 海上における犯人の捜査及び逮捕に関すること。
- 十三 国際捜査共助に関すること。
- 十四 前各号に掲げる事務を遂行するために使用する船舶及び航空機の整備計画及び運用に関すること。
- 十五 海上保安庁の使用する通信施設の運用に関すること。
- 十六 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。